

中村学園大学（含む短期大学部）外国人留学生入学奨励金規程

令和7年4月1日制定

（目的）

第1条 この規程は、中村学園女子高等学校または中村学園三陽高等学校（以下「併設校」という。）を卒業し、中村学園大学または中村学園大学短期大学部（以下「本学」という。）に入学する外国人留学生に奨励金を給付し入学を支援することにより、本学の国際化を推進し、社会に有為な人材の育成に資することを目的とする。

（対象）

第2条 奨励金を受けることができる者(以下「奨励生」という。)は、併設校を卒業し、本学に入学する外国人留学生とする。

（定義）

第3条 この規程における外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者をいう。

（選考及び推薦）

第4条 学部長は、入学試験の結果に基づき、教授会の議を経て、奨励生候補者を学長に推薦する。

2 選考基準については、別に定める。

（決定）

第5条 学長は、前条の推薦に基づき、奨励生を決定する。

（決定通知）

第6条 奨励生の決定通知は、文書をもって行い、この規程の謄本を添付するものとする。

（奨励金の給付）

第7条 第5条により、奨励生として決定した者には、入学後、入学金の全額を給付する。

2 入学金が給付される他奨学金等との併給は認めない。

（奨励生決定の取消）

第8条 奨励生が、次の各号のいずれかに該当したときは、奨励生の決定を取り消す。

- (1) 本学学則による懲戒処分を受けたとき。
- (2) 学業又は素行等が不良となったとき。
- (3) その他奨励生として適当でないと認められたとき。

（奨励金の返還）

第9条 奨励生は、奨励金返還の義務を負わない。ただし、奨励生の決定を取り消された者は、給付を受けた奨励金の一部又は全部を返還しなければならない。

（事務）

第10条 この事務は、学生部が担当する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。